

- 9 × 主たる事務所のもよりの供託所が変更したときに、**保管替え請求をすることができるのは、金銭のみで営業保証金を供託している場合に限られる。**したがって、金銭と有価証券で営業保証金を供託している場合は、保管替えを請求することはできない。金銭の部分に限って、保管替えの請求をすることもできない。
- 10 ○ 本店の移転に伴いそのもよりの供託所が変更したときに、有価証券を使って営業保証金を供託している宅建業者は、保管替え請求をすることができない。その場合、宅建業者は、**移転後の本店のもよりの供託所に新たに営業保証金を供託しなければならない。**
- 11 × 宅建業者は、主たる事務所のもよりの供託所が変更となった場合で、**金銭のみで営業保証金を供託しているときは、遅滞なく従前の供託所に対して営業保証金の保管替えを請求すれば足りる。**よって、本肢は誤っている。なお、この場合に、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所に営業保証金を供託し直す方法を取ることが禁じられているわけではないが、その際は、先に移転後の最寄りの供託所に営業保証金を供託し直し、その後、従前の供託所から営業保証金を取り戻すこととなる。しかし、本肢は「従前の供託所から営業保証金を取り戻した後、移転後の最寄りの供託所に供託」としており、その点も誤っている。
- 12 × **宅建業者は営業保証金を供託し、免許権者に供託した旨の届出をした後でなければ、事業を開始することはできない。**したがって、「宅地建物取引業の開始後1週間以内に・・・届け出なければならない」としている点が誤っている。
- 13 × 宅建業者が事業開始後に事務所を新設するときは、**新設した事務所1つについて500万円の営業保証金を供託しなければならない。**したがって、新たに事務所を2ヵ所増設するのであれば、1,000万円の営業保証金を供託しなければならない。そして、営業保証金を有価証券によって供託する場合の評価額は、**国債証券が額面金額通り、地方債証券は額面金額の100分の90である。**したがって、地方債証券の額面金額が800万円であるとき、その評価額は720万円となる。したがって、1,000万円を供託するためには、額面金額が280万円の国債証券が必要となる。
- 14 × 宅建業者が開業後に新たに支店（事務所）を設置した場合、本店（主たる事務所）の最寄りの供託所に営業保証金を供託したうえで、**免許権者に供託した旨の届出をした後でなければ、その事務所で事業を開始することはできない。**したがって、営業保証金を供託しただけで直ちに当該支店での事業を開始できるわけではない。
- 15 × 宅建業者は、**主たる事務所につき1,000万円、その他の事務所については事務所ごとに500万円の割合による金額の合計額**を、営業保証金として供託しなければならない。したがって、本店（主たる事務所）および2つの支店（その他の事務所）を設置する場合、供託すべき営業保証金の合計額は2,000万円である。
- 16 × 宅建業者が開業後に事務所を新設した場合、営業保証金を**主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。**新設した事務所のもよりの供託所に供託するわけではない。